

審査基準

平成13年6月6日作成

法 令 名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項：第12条第3項
処 分 の 概 要：防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準：
標準処理期間：30日
申 請 先：石川県警察本部生活安全部生活安全企画課
問い合わせ先：石川県警察本部生活安全部生活安全企画課企画指導係 電話（076）262-1161 内線3033
備 考：